

令和8(2026)年度 第1回郡山市学校教育審議会 次第

日 時 令和8(2026)年7月28日(火) 13時30分～16時30分

場 所 郡山市役所本庁舎5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 委嘱状交付 (机上配付)

3. 教育長あいさつ

4. 教育委員会事務局職員紹介

5. 委員紹介及び自己紹介

6. 会長選出及び会長職務代理者の指名

7. 諮問書の提出

8. 審 議

(1) 報告事項

- 令和8(2026)年5月1日現在の学校基本調査に基づく本市の児童・生徒数及び学級数等について(本市の特認校制度及び隣接区域選択制フォローアップの基礎資料)

(2) 審議事項

- ① 本市の通学区域の弾力的運用制度(特認校制度・隣接区域選択制)のフォローアップについて
- ② 令和9年度から令和11年度までの西田学園義務教育学校(前期課程・後期課程)特認校の対象校について

《休 憩》(10分～15分程度)

- ③ 郡山市立学校プール施設対応方針(案)について
- ④ 「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方」及び「郡山市における多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程のあり方について【諮 問】」並びに令和8年度郡山市学校教育審議会の進め方等について

9. その他

10. 閉 会

郡山市学校教育審議会委員名簿（令和8年度）

《委嘱期間：令和8年7月28日～令和10年7月27日（2年間） 委員数9名》

氏 名	役 職 等	備 考
富 田 孝 志 (とみた たかし)	元福島県教育委員会教育長 郡山市あさかの学園大学 学長 福島県合唱連盟 会長 寺子屋郡山 会長	
高 原 栄 治 (たかはら えいじ)	郡山市小・中学校長会長 郡山市中学校長会長 郡山市立郡山第七中学校長	
遠 藤 修 (えんどう おさむ)	郡山市小・中学校長会委員 郡山市小学校長会副会長 郡山市立芳山小学校長 前郡山市学校管理課長	
江 藤 大 裕 (えとう だいすけ)	郡山市PTA連合会長 郡山市立郡山第三中学校PTA会長 一般社団法人 CARNIVAL WORKS 代表理事 NPO法人ビーンズふくしま副理事長	
瀧 田 勉 (たきた つとむ)	郡山市社会教育委員 議長 地域コーディネーター ハーブとスローライフの研究家	
平 野 幹 雄 (ひらの みきお)	東北学院大学 学務部長 東北学院大学 人間科学部 教授	
野 口 徹 (のぐち とおる)	国立大学法人 山形大学 学術研究院 教育学部担当 教授	
鳴 川 哲 也 (なるかわ てつや)	国立大学法人 福島大学 人間発達文化学類 教授 国立大学法人 福島大学 大学院教職実践研究科長	所用により 欠席
渡 邊 真 魚 (わたなべ まお)	日本大学工学部 総合教育 教授 文部科学省 中央教育審議会 教育課程部会 専門 委員（道徳ワーキンググループ委員）	

※ 令和6年度からは特別な調査審議事項が終了したため特別委員を委嘱しない。

○ 郡山市学校教育審議会条例

平成10年3月30日

郡山市条例第12号

(設置)

第1条 郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校教育について必要な事項を調査審議するため、郡山市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校教育についての重要施策に関する事項
- (2) 学校教育の振興に関する事項
- (3) 市立学校の通学区域及び学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員8人以内を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 郡山市小中学校長会の役員
 - (2) 郡山市PTA連合会の役員
 - (3) 市社会教育委員
 - (4) 学識経験を有する者
- 4 特別委員は、当該特別な事項について学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が前条第3項第1号から第3号までの各号の職を辞したときは、委員の職を解任されるものとする。
- 4 特別委員は、当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (略)